29-安満遺跡公園設計変更業務　特記仕様書

1－1. 業務概要

(1) 業務対象及び内容

①実施設計の一部修正設計を行うと共に関連する図面・数量等の修正を行う。

②現在施工中の 29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その 2 について設計変更に伴い発生する変更数量に基づく図面・数量等の修正及び工事費積算を行う。

③来年度発注予定の 30-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その 3 について工事発注図面・数量等の修正及び工事費積算を行う。

(2) 工期

本業務の工期は契約日の翌日から平成 30 年 3 月 15 日（木）までとする。

１－２．一般事項

(1) 業務の進め方

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書に基づき行い、本特記仕様書に明記されていない事項については、都市再生機構造園設計業務等共通仕様書（案）（以下、共通仕様書という。）及び機構担当職員の指示による。

(2) 秘密の保持

本業務に係る全ての事項について、秘密を守り他に漏らしたり、これを利用したりしてはならない。

(3) 業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は、成果品を機構に提出し、検査に合格した時点とする。ただし、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

(4) 関係書類の提出

本業務に先立ち下記の書類を担当課に提出し承認を得ること。

〔着手届、管理技術者届、照査技術者届、担当者一覧表、工程表各２部〕

(5) 関係図書

業務実施に当たっては、国・大阪府等の各種要領、指針等を優先し、該当がない場合は都市再生機構の基準や要領等に基づくこととし、機構担当職員の確認を得る。

(6) 協議および打合せ記録の整備

業務の各段階における案ができたとき、または特に必要と認められる時には、機構担当職員と充分協議の上確認を受ける

協議内容については、その都度打合せ記録を作成し、提出すること。

(7) 関係官庁等との協議

業務に必要な関係官庁等との協議にかかわる資料・書類の作成および申請手続きは、本業務に含むこととする。

(8) 完了手続き

業務完了後に次の書類を機構担当者に各 3 部提出すること。

完了届、引渡書、納品書、完成払請求書

⑼ 暴力団暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

・工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

・アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

・暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと

⑽ そ の他

本仕様書に記載のない事項および業務内容に疑義が生じた時は、その都度機構担当職員と協議する。

１－３．特 記 事 項

⑴ 権利の引渡し

本設計業務における著作物に関する機構の権利は、機構から高槻市への成果物の引渡し時に、あわせて高槻市に引き渡す。

ただし、著作物を公表、利用及び複製する権利については、機構もこれらを保持することとする。

⑵ かし処理担当者の通知

請負者は、成果物の引渡しにあたり、かし担保に関する「かし」処理担当者を定め、機構に通知しなければならない。

２－１　実施設計の一部修正

耐震性貯水槽浸水防止対策、駐車場レイアウトの変更、通信・放送設備予備管修正、その他工事調整に伴い発生する実施設計図書の一部修正を行う。

２－２　図面修正

29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その２について、工事変更処理の質疑に係る報告書等の内容を把握し、機構より提供する変更資料を基に、出来高の端数処理を行い、数量を確定し、設計図としての体裁を整え、契約に必要な変更設計図面の作成を行う。

なお、修正のないものも含め図面全体を通じて図面表記や番号表示等に誤りが無いかを確認し、契約図としての体裁を整えることとする。

30-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その３について、先行する 29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その２での工事区域及び数量等の変更を反映し工事発注用図書の作成を行う。

２－３　数量計算書等の作成

29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その２及び30-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その３について以下の資料作成等を行う。

⑴ 総括数量表及び平面数量計算書

施工業者の出来高をチェックし、数量確認及び修正を行い、平面数量計算書を作成する。

平面数量の算出根拠は、図面を着色する等により算出根拠が確認できるものとする。

平面図から各工種ごとの数量を増減計算し、機構の積算ツリー体系表に基づき、数量内訳表を作成する。

(2) 造成土量計算

土量計算図を基に造成土量の計算を行うこと

(3) 施設土工計算

工種ごとに施設土量の計算を行うこと

(4) 材料計算書

変更又は追加した内容の詳細図の材料計算書を作成する。

(5) 見積書及び建設物価・積算資料比較表

建設物価、積算資料に記載無いものは見積書を徴収し、見積書及び建設物価・積算資料比較表としてまとめる。

２－４　積算

29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その２及び30-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その３について数量計算書等を基に都市機構が指定する機構の積算システム（TSS）により工事費算出を行う。

工種等の区分、積算に必要な基準・様式等は機構担当職員の指示によるものとする。

３－１提出図書

成果物（提出書類）は下記のとおりとし、29-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その２及び30-高槻市安満遺跡公園施設整備工事その３のそれぞれについて提出すること。

設計図書の種類		縮尺等	部数	枚数	備考
	数量表	Ａ１	１部	１式	【29-公園施設整備工事その２】 ２枚 【30-公園施設整備工事その３】 ２枚
	平面図	Ａ１（縮尺１：200程度）	１部	１式	【29-公園施設整備工事その２】 20枚程度修正 【30-公園施設整備工事その３】 15枚程度修正
	詳細図	Ａ１（縮尺１：20程度）	１部	１式	【29-公園施設整備工事その２】 30枚程度修正 【30-公園施設整備工事その３】 10枚程度修正
数量計算書	平面数量算出根拠図	Ａ４ファイル	１部	１式	
	一位代価算出根拠図	Ａ４ファイル	１部	１式	
	平面数量・材料計算書	Ａ４ファイル	１部	１式	
	見積書	適宜	１部	１式	

積算書	見積比較書		Ａ４ファイル	１部	１式	
	その他	工事内訳書		１部	１式	
		一位代価書	都市機構指定用紙	１部	１式	
その他	打合せ記録			１部	１式	

３－２提出方法

⑴　図面

Ａ１　２つ折り背張り青焼き製本２部・縮小版（Ａ４２つ折り）製本２部

ケースに収納したA1　原図一式

図面等成果物は、デジタルデータ（ＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ）　ＣＤによる納品も行う。データ形式は担当者の指示による。図面に標記する縮尺は、Ａ１版とＡ３版の縮尺を併記する。

⑵　積算

指定ファイルに収納し、A4紙ファイルにて提出することとする。

（A4ファイル・ケース等には件名、期間、請負社名を記載すること）

以　上